

《修士論文要旨》

一八七〇年代・新潟の売買春統制と近代公娼制

*
明 畑 和 樹

本論文は明治初年における新潟町の売買春統制政策についての考察をしたものである。現在の研究実態は国内公娼制度の研究について一定の蓄積があるが、各地方都市を主体とした研究は東京や大阪などの大都市を対象とした研究が盛んであるもののその他の地方都市は未だ芳しくない状態にある。そのため本論文では開港地である新潟を取りあげ、国が売春の取締に関与せず、各府県に委任した（本論文ではこの国が各府県に売買春の取り締まりを委任した明治六年から全国統一の売買春取締関連法令である「娼妓取締規則」発布の明治三十三年までを府県委任体制期と呼ぶ）一八七〇年代を中心に新潟の売春政策の特質などの考察をおこなう。

また本論文の課題として以下の二つを用意した。第一の課題として近世から続く年季奉公契約などの人身売買の性質を否定した明治五年の太政官布告第二九五号（以降「芸娼妓解放令」とする）が近世までの売買春形態や制度への影響や変化を分析し、それを基に新たに再編される統制関連法令などへの影響を考察する。

第二の課題として、「芸娼妓解放令」の影響を売春統制関連法令だけでなく、政策面まで分析をおこない、府県委任体制期における近代新潟の遊所統制、売春政策が近世から近代にかけてどのような変化が生じ、それが政策にどのように影響を与えたか、検討を重ねることで府県委任体制期における近代新潟の売春政策及び統制の特質を明らかにする。次に各章の簡単な説明をおこなう。

第一章は主に近世期における新潟町の売買春の統制について分析をすすめた。これは近代の売春統制政策の特色や目的を明らかにする上で、近世期の新潟町における売買春や天領下における売春政策を分析し、その結果、近世新潟町は売買春業者と一般商家、民家との市内雑居が明らかとなり、行政側は隔離政策を望みながらも売春業者と一般商家の市内雑居の中での区別化をはかるうとした政策が明らかとなった。

第二章では「芸娼妓解放令」を軸として公布以前の明治初年の売春統制と公布直後の売春統制について論じた。解放令以前では同じ揚屋

を「朱引」の内外で取締の対象を定め、近世期よりも更に市内雑居のまま区別化がはかられた。また解放令の公布により売春政策がより一層開化政策との繋がり強化されたことがうかがえ、売春の積極的公認ではなく、寧ろ遊女渡世の抑制、遊女改業へ政策の性格が強化され始めたことを確認した。

第三章では、売春統制関連法令や政策について論じ、遊女の解放により従来みられなかった遊女個人が営業の主体として認識され、管理の対象となった点を明らかとし、近世のとの差異を明確にした。また一八七〇年代の売春政策については、遊女の改業を意識した積極的な売春漸減政策である事が明らかとなり、新潟では売春を統制する法令を制定する一方で遊女渡世を抑制し、売春の漸減を目的とした政策であることが明らかとなった。

以上、本論文では新潟における売買春関連政策について、特に「芸娼妓解放令」を軸とした論究をすすめてきた。その結果、新潟における売春関連政策は近世から近代にかけて売春と一般商家との市内雑居の形態の解消を目論む一方、「芸娼妓解放令」による遊女一同が解放され、開化政策にも繋がり、市内雑居の解消だけではなく、売春全体の抑制、漸減政策へと導いた。こうした政策面で考察をすすめる、ある成果が得られたと感じられる一方、本論文では営業主体の遊女個人の形態について掘り下げることが出来なかった。その為、「芸娼妓解放令」の影響や売春政策の実態が営業の主体である遊女にどれほどの影響を与えたのか、政策面だけでなく、売買春の実態レベルまで分析を進め

ることが今後の課題であると思われる。